

自社ホームページ新設・改修や 求人広告の取組を支援します！

宮崎県では、産業4分野（農林水産業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業）の事業所における中途採用の求人情報や事業所の魅力を発信するための自社ホームページの新設・改修、中途採用の求人広告等の取組を支援するため、中途採用情報発信強化事業を行います。

中途採用求人情報発信強化事業について

県内の上記産業4分野の事業所が行う、中途採用の求人情報や事業所の魅力を発信するための自社ホームページの新設・改修、中途採用の求人広告等の経費を助成します。

【補助率】中小企業1/2以内 中小企業以外1/3以内

【補助上限額】100万円

ポイント！ 中途採用の求人情報発信や
企業の魅力発信の費用を助成

補助事業者の要件

- ① 県内に本社又は事業所を有する法人（一部除く）
- ② 日本標準産業分類による下記の業種のうち、いずれかに該当する法人であること。
農業、林業、漁業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業（詳細は県HPで御確認ください。）
- ③ 令和3年3月1日以降において、採用求人公表していること。ただし、いずれの求人も県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。
- ④ 県税に未納がないこと。
- ⑤ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ⑥ 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑦ その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

補助対象経費

- 補助対象**
- ① 中途採用の求人情報や事業所の魅力を発信するホームページの新設や改修等に要する経費
 - ② 中途採用を含む求人情報や事業所の魅力をインターネット等で広く周知するために必要な経費

補助率 中小企業 1/2以内 中小企業以外 1/3以内（千円未満の端数は切り捨て）
※ 中小企業の定義は県HPを御確認ください。

上限額 100万円

- 留意事項**
- ① 交付決定日以降に支出したことが確認できる経費であること。また、実績報告書提出日までに実施した事業に要する経費であること（将来にわたる経費でないこと。）
 - ② 下記の経費は除くこと。
県外事業所における経費、機械や器具の購入費、ホームページ等の保守管理に要する経費、採用報酬型の求人掲載にかかる経費
 - ③ 国や市町村、その他の補助金の補助対象経費と重複しない経費であること。
 - ④ 求人サイト等への求人情報掲載に係る経費は、産業4分野（農林水産業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業）に関連する職種の求人情報掲載の経費とし、事業費100万円（税抜）を上限とする。

補助事業者選定のための事前調査について【第四次募集】

回答期限 令和3年10月5日（火曜日）午後5時まで

回答方法 宮崎県電子申請システムへ必要事項を入力の上、御回答ください。なお、システムへの入力時には、事業計画書や収支予算書（県HPで様式ダウンロード）、求人票の写し、見積書の写し等の添付が必要です。
※ 予算上限を上回る回答（申込）があった場合には、審査の結果、不採択となる場合があります。



◀ 事業案内ページ (<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/koyorodoseisaku/shigoto/rodo/20210526145640.html>)

県HPからは、トップ>しごと・産業>労働・雇用>雇用対策>中途採用求人情報発信強化事業補助金

お問合せ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当

電話：0985(26)7105 / FAX：0985(32)3887

E-mail：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp

